

令和7年度横須賀市福祉事業所等に対する 物価高騰対策支援事業費補助金 (介護分)の詳細について

民生局福祉こども部介護保険課

補助対象となる事業所①

- 補助対象となる事業所の要件

1. 事業所の所在地が横須賀市内にあるもの
2. 令和8年1月1日以前に横須賀市の指定等を受けて、申請日時点で、3ページに掲げる事業について現に運営しており、事業者の事業計画上、令和8年3月31日までの間、事業の休止又は事業の廃止をせず、運営を継続する予定である事業所。

補助対象となる事業所②

- 以下のいずれかの事業を行う事業所

訪問介護	訪問入浴介護	訪問リハビリテーション	訪問看護
通所介護(第1号事業含)	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護
特定施設入所者生活介護	福祉用具貸与	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
居宅介護支援	介護予防支援	老人福祉施設	老人保健施設
養護老人ホーム	軽費老人ホーム		

※ 居宅療養管理指導は本補助の対象となりません

補助金額算定方法

- 補助金額は、法人単位でまとめて算定します。
- サービス系列ごとに設定された補助金の基準額を、事業所数及び定員数と乗算して算定します。

補助金額算定における区分及びサービス系列一覧①

区分	サービス系列	サービス名
1	介護系 訪問サービス	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、介護予防支援、福祉用具貸与
2	介護系 通所サービス(1)	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※ 訪問入浴介護は、区分3の「介護系通所サービス(2)」に分類

補助金額算定における区分及びサービス系列一覧②

区分	サービス系列	サービス名
3	介護系 通所サービス(2)	訪問入浴介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
4	介護系 施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護

補助金額算定におけるサービス種別の補足

- 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスのみ実施している事業所のサービス種別は、「通所介護」とします。
- 介護サービスと介護予防サービス（総合事業における相当サービス含む）の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱います。
- 居宅介護支援と介護予防支援の両方の指定を受けている事業所は、1つの事業所として取り扱います。
- 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期入所については、補助の対象となりません。

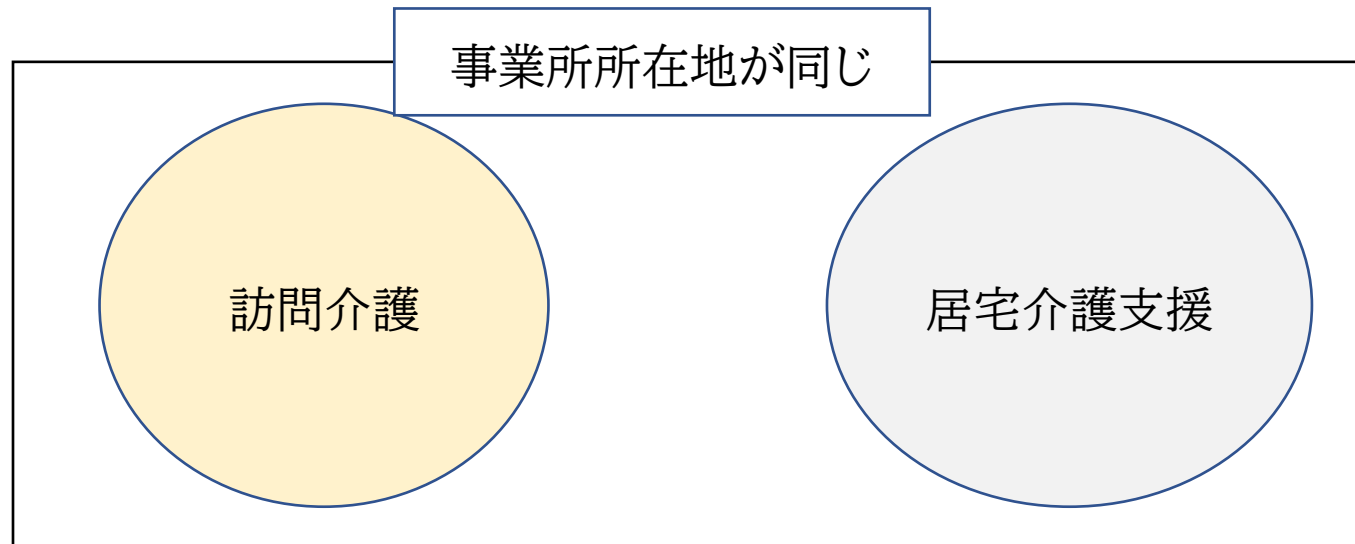
補助金算定における基準額

区分	サービス系列	基準額(円)	単位
1	介護系訪問サービス	30,000	
2	介護系通所サービス(1)	80,000	1事業所ごと
3	介護系通所サービス(2)	50,000	
4	介護系施設サービス	15,000	定員1人ごと

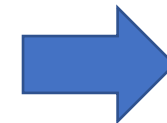
補助金額算定のルール①(区分1、2)

- 同一サービス系列内で同一事業所所在地の事業所を複数運営している場合
⇒事業所数は「2」とカウントする

例：訪問介護と居宅介護支援を同じ事業所で実施している場合



事業所数は「2」とカウントする

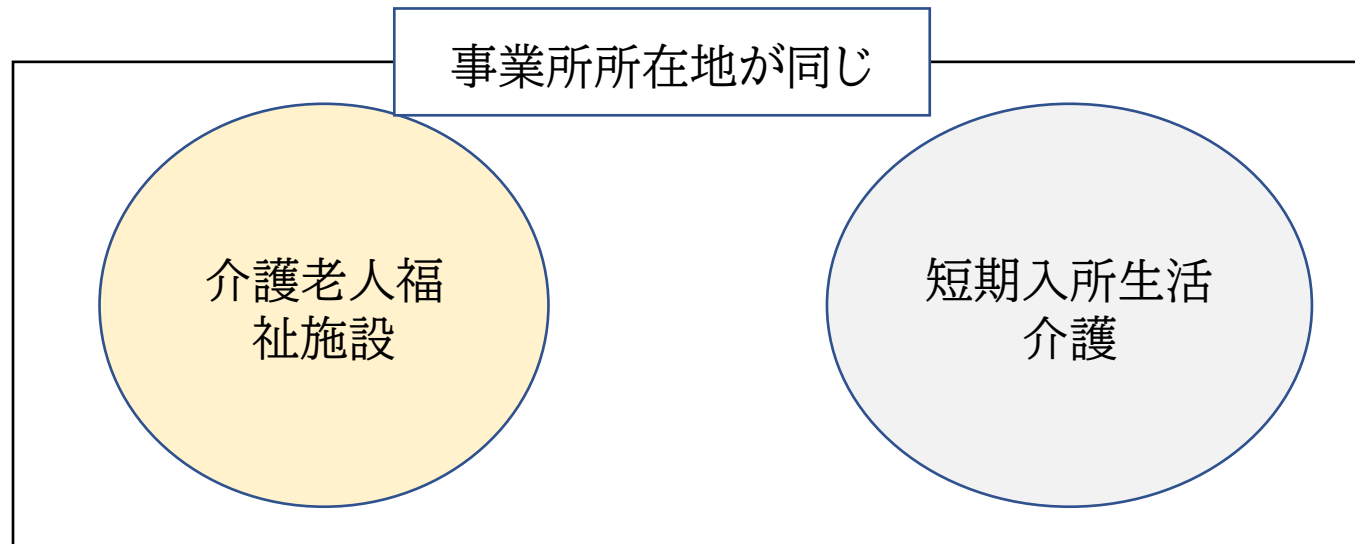


$$\begin{array}{l} \bigcirc \quad 30,000 \times 2 \\ \times \quad 30,000 \times 1 \end{array}$$

補助金額算定のルール②(区分4)

- 区分4のサービス系列内で同一事業所所在地の事業所を複数運営している場合
⇒定員数は合算してカウントする

例：介護老人福祉施設(定員100名)と短期入所生活介護(定員20名)を同じ所在地で実施している場合



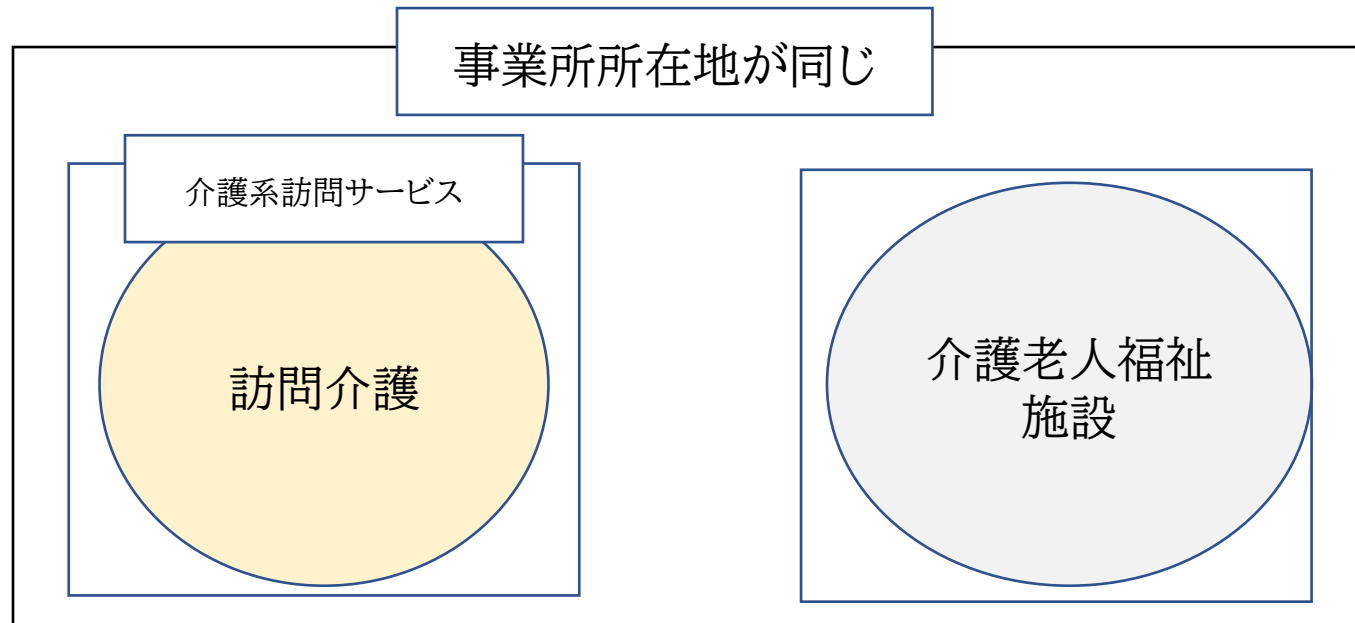
定員数は、合算する
○ 15,000
× (100 + 20)

ただし、
老人福祉施設の空床で行う
短期入所生活介護は対象外

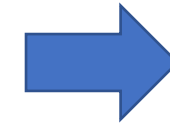
補助金額算定のルール③(区分4)

- 同一事業所所在地で区分1、2又は3と区分4の事業所を複数運営している場合
⇒事業所数と定員をそれぞれカウントする

例：訪問介護と介護老人福祉施設(定員50名)を同じ事業所で実施している場合



事業所数は「1」、定員数は
「50」をそれぞれカウントする



$$\bigcirc 30,000 \times 1 + 15,000 \times 50$$

補助金額算定のルール④ (障害福祉サービス事業所との関係)

- 介護保険サービスと障害福祉サービスを同一事業所所在地で複数運営している場合
⇒ 介護保険事業所の補助と障害福祉事業所の補助をそれぞれ申請可能

例：訪問介護(介護)と居宅介護(障害)を同じ事業所で実施している場合

